

市営住宅のお風呂を 自己設置から市設置に切り替えます



ターゲット 11.1

令和3年3月18日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：遠藤 一芳

TEL：924-2631

SDGs ターゲット 11.1「全ての人々が、安全で安価な住宅に住み、基本的サービスを受けられるように改善する」

市営住宅は一部を除き入居者自ら風呂設備を設置しています。日常生活を送る上で風呂設備は重要であるため、年次計画で退去した部屋を改修する際に風呂設備を設置し、住環境の向上を図ります。

1 事業概要

風呂未設置の住戸から住戸改修する際に、年次計画（年 120 戸）で浴槽と風呂釜を設置します。

なお、改修後の新規入居分から該当します。

リース契約者等との均衡を図るため、設備利便性係数を加えて家賃に反映します。

2 対象団地

プロパンガス供給団地…三本松・対面原・新池下・千杯田 等

都市ガス供給団地…小山田・小山田第二・希望ヶ丘・緑ヶ丘 等

風呂設備の状況

現状

自己設置
(リース契約)



今後

市設置
(家賃上乘せ)

※リース契約者等との均衡を図る



※ガス会社と協定を締結しリース契約で風呂設備が設置されている団地は、引き続き入居者に負担してもらいます。

※募集開始は、令和3年9月募集から開始する予定です。